

## 横浜第125团团会計規約(改正)

### 第1条(目的)

本規約は、スカウトの保護者(新規入団を含む)が経常的に、また臨時に負担する費用について理解を深め、快く負担できるように定める。

### 第2条(内容)

スカウトの保護者が125団に対して経常的に、また臨時に負担する支払金の目安は、スカウト一人につきおおよそ次の通りとする。

#### (1)入団時支払金

①入団金	5,000円
②125団チーフ代	1,800円
③神奈川連盟スカウト会館維持費	2,000円

#### (2)経常的支払金

##### ①日本連盟への加盟登録料(12月一括払)

スカウト：5,200円、指導者：7,200円

(そなえよつねに共済、スカウティング誌含む)

##### ②夏期キャンプ準備金(月額2,000円) 24,000円

\*ビーバースカウトはこの対象から除くものとする。

但し、団・地区・県の記念キャンプに参加する場合は、参加費として支払うものとする。

\*キャンプ不参加の場合は、原則として現地調査費等の所要経費を団委員会で算出し、一人当たりの概算額を差し引いた残額を払い戻すこととする。

\*途中退団の場合は、原則として50%を返還するものとする。

#### (3)臨時負担金

①各種行事参加に際し、特別費用が必要な場合(交通費、入場料、参加費等)

②旅行保険料(但し、夏期キャンプは準備金に含む)

### 第3条(支払い)

経常的支払金の支払い方法は、次の銀行への振込とし、振込に要する費用は振込者が負担する。

【振込先】横浜銀行中山支店 普通預金

日本ボーイスカウト横浜第125団 団委員長名義 【育成会口座】

### 第4条(規約の施行)

本規約は、平成27年4月1日より施行する。